



高齢者補聴器 購入費助成事業

高齢者のコミュニケーションの確保と引きこもりを防ぎ、社会参加の促進を図ることを目的に、令和2年4月から補聴器の購入費を助成します。

助成要件

- ・ 豊頃町に住所を有し、現に居住している65歳以上の方
- ・ 町民税非課税世帯の世帯員（本人および配偶者に限る）または生活保護法による被保護世帯員
- ・ 聴覚障害による身体障害者手帳を所持していない方

助成額

- ・ 3万円を限度とし、3万円に満たない場合は購入実費を助成します。（1人1台、1回限り助成）

※管理医療機器としての補聴器を購入した場合に限り、集音器は対象外です。

助成の申請

- ・ 補聴器購入後、3か月以内に福祉課福祉係に申請ください。

必要なもの

- ・ 補聴器購入領収書（令和2年4月1日以降の日付のもの）
- ・ 印鑑
- ・ 振込み先口座

戦没者等の遺族の皆さまへ

第11回特別弔慰金が支給されます

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日（基準日）において公務扶助料や遺族年金等の受給権を有する方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、第11回特別弔慰金が支給されます。

支給内容

償還額が年5万円で5年償還、額面25万円の記名国債が支給されます。

支給対象者

対象となるご遺族は次の順番による先順位のご遺族お1人です。

1. 令和2年4月1日までに「戦傷病者戦没者遺族等援護法」による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

請求期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

※請求期間を過ぎると特別弔慰金を受ける権利がなくなりますので期間内に請求されるようご注意ください。

特別弔慰金（国債償還金）の受領

令和3年から令和7年までの5年間、毎年、償還日である4月15日以降5万円ずつ償還することができます。
※請求受付から国債交付まで1年近く時間がかかる場合があります。

請求及び問合せ先

役場福祉課福祉係 ☎ (574) 2214



『ヘルプマーク・ヘルプカード』 を希望される方へ

『ヘルプマーク』とは

義足や人工関節を使用している方、内部障がいの方や発達障がいの方など、外見からはわからない方が、周囲の方に配慮を必要としていることを伝えることで援助が得やすくなることを目的としています。



ヘルプマーク
カード本体 85mm×53mm
吊り下げバンド 24mm×11mm
付属シール 695mm×435mm

私は皆さんの支援が必要
下記に連絡して下さい。

私の名前
連絡先の電話1
呼んで欲しい人の名前
連絡先の電話2
呼んで欲しい人の名前

付属シール記入例▶

付属シールについて

「ヘルプマーク」の裏面に付属のシールを貼ることができます。シールには、「ヘルプマーク」の利用者が、周囲の方に伝えたい情報や必要とする配慮等の内容を記入することができます。

ヘルプマークを身に着けた方への配慮の例

①電車、バス等、公共交通機関で席を譲ること
外見では健康に見えても、疲れやすかったり、つり革につかまり続けるなどの同じ姿勢を保つことが困難な方がいます。また、外見からはわからないため、優先席に座っていると不審な目で見られ、ストレスに感じることがあります。

②駅や商業施設等で声をかける等の配慮

交通機関の事故等、突発的な出来事に対して臨機応変に対応することが困難な方や立ち上がる、歩く、階段の昇降などの動作が困難な方がいます。

③災害時、安全に避難するための配慮

視覚障がいや聴覚障がい等で状況把握が難しい方、肢体不自由等による自力で迅速な避難が困難な方がいます。

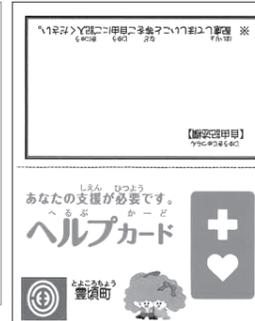
『ヘルプカード』とは

障がいのある方の中には、自分から「困った」となかなか伝えられない方がいます。そういう方々が困ったときに助けを求められるためのものです。また、このカードは「助けが必要な人」と「手助けできる人」を結ぶカードでもあります。

ヘルプカードの活用場面

- ①災害のとき
災害が発生したとき。災害に伴う避難生活が必要なとき。
- ②緊急のとき
道に迷ってしまったときやパニック発作等の発作や病気のとき。
- ③日常的に、ちょっとした手助けがほしいとき。

ヘルプカード▶



ヘルプカードの記入例

【自由記述欄】
家について
服薬時には、〇〇に注意してください。
私は、身が不自由です。
ゆ、く、り、と大きな声で話してください。
※ 配慮してほしいこと等を自由に記入ください。

裏面には、氏名・住所・生年月日・血液型・かかりつけの医療機関等が書き込めるようになっています。

「ヘルプマーク・ヘルプカード」を希望される方は、役場福祉課窓口までお越しください。
また、電話での受付も行いますのでお問い合わせください。

問合せ先

役場福祉課福祉係 ☎ (574) 2214